

## 第9 消防活動用空地等の設置指導基準

### 1 趣旨

この基準は、3階以上（地階を除く。）の建築物に対するはしご車の進入路及び消防活動に必要な空地等（以下「消防活動用空地等」という。）の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 はしご車進入路

はしご車進入路については、次に掲げる基準に適合するものとする。【図1】

- (1) はしご車進入路の有効幅員は、取付道路の幅員に応じて次の表に定める数値を確保すること。

別表1 取付道路の幅員とはしご車進入路の幅員との関係

取付道路の幅員 (m)		はしご車進入路の幅員 (m)
4.0以上 4.5未満		9.0以上
4.5以上 5.0未満		8.5以上
5.0以上 5.5未満		8.0以上
5.5以上 6.5未満		7.5以上
6.5以上 8.0未満		7.0以上
8.0以上 10.0未満		6.5以上
10.0以上		6.0以上

- (2) はしご車進入路の縦断勾配は、12%以下とすること。
- (3) はしご車進入路は、道路に接する部分から直線的に12m以上の長さとし、道路となす角度が70度から110度までの範囲とすること。
- (4) はしご車進入路の構造は、総重量22tのはしご車等が走行するに十分な強度を有すること。なお、マンホール蓋の上をはしご車が通過する場合、マンホール蓋の種類はT-25とすること。  
※T-25とは、日本下水道協会規格（JAWAS G-4）に規定されるもの又はこれと同等以上のものをいう。
- (5) はしご車進入路には、くぐり等を設けないこと。やむを得ずくぐり等を設ける場合は、その直下の地盤面から4m以上の高さを確保すること。
- (6) はしご車進入路は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項一号から五号まで（停車及び駐車を禁止する場所の一部）に掲げる道路の部分には設けないこと。

### 3 消防活動用空地

消防活動用空地については、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 消防活動用空地は、バルコニー側に設置すること。ただし、特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備に関する省令に示す二方向避難に該当する共同住宅等の場合は、付近の道路状

況等を考慮し協議すること。

- (2) 消防活動用空地は、幅6 m以上、長さ12 m以上とし、【図2】の「消防活動用空地の設置基本図」に基づいて確保すること。
- (3) 消防活動用空地の設置間隔は、原則として80 m以下とし、かつ、有効に活動できる位置とすること。
- (4) 消防活動用空地の縦・横断勾配は、8 %以下とすること。
- (5) 消防活動用空地の構造は、原則としてはしご車進入路の構造に準じ、かつ、はしご車活動時のジャッキ荷重(1.005 N/mm<sup>2</sup>)に耐える構造とすること。
- (6) 消防活動用空地の地下には、原則としてガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。
- (7) 消防活動用空地と建築物との間隔(以下「保有空地」という。)は、【別添2】に示す使用範囲図により、はしご車の梯体が消防隊進入口等に着ていすることができるように確保すること。
- (8) 保有空地及びその周辺の上空には、はしご車等のはしご伸てい及び旋回に支障となる工作物等を設置しないこと。
- (9) 消防活動用空地は、建基政令第126条の6により設けられた非常用進入口(代替開口部を含む。)が有効に活用できる位置に設置すること。
- (10) 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合は、【図3】に示すようにはしご車が進入可能な隅切りを片側又は両側に設けること。

#### 4 消防用活動空地の標識及び表示方法

消防用活動空地の標識及び表示方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 消防活動用空地には、【図4】に示す標識又は【図5】表示のうち、いずれかを設けること。
- (2) 消防活動用空地には、【図6】に示す外枠表示のうち、いずれかを設けること。

#### 5 消防活動用空地等の維持管理

建築物の所有者は、消防活動用空地等を常に良好に維持・管理すること。

#### 6 特例

この基準は、消防長が敷地、配置、構造、用途等計画建築物の状況等から判断して、この基準によらなくてもこの基準と同等以上の安全性が確保されると認めるときは適用しない。

附 則

この基準は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年8月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年12月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

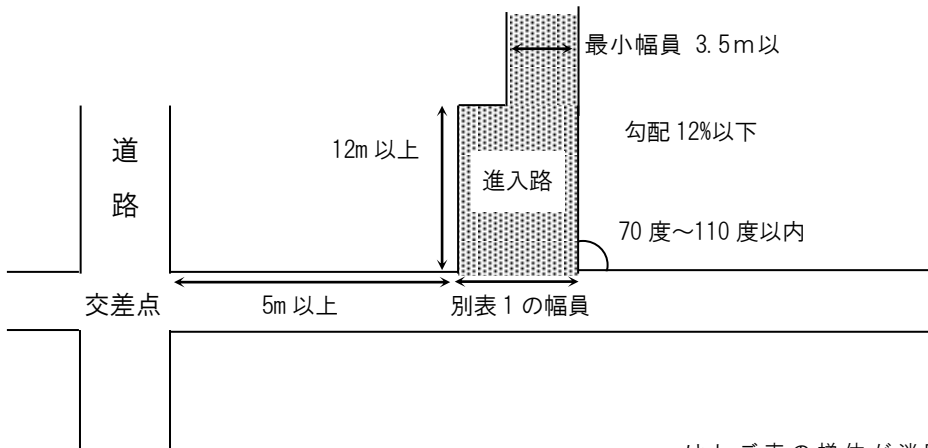
附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

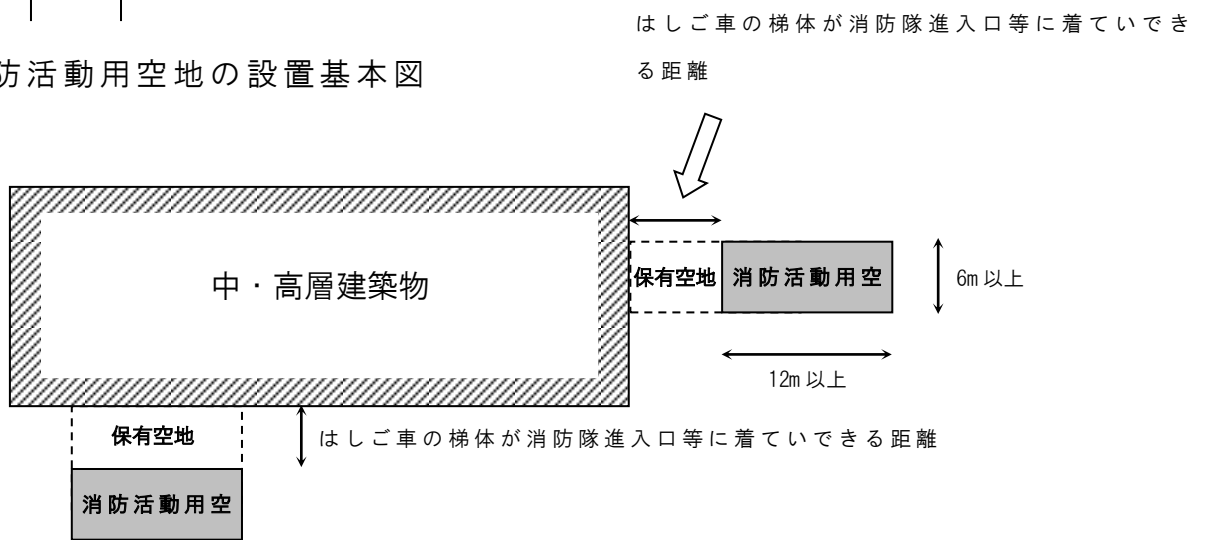
附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

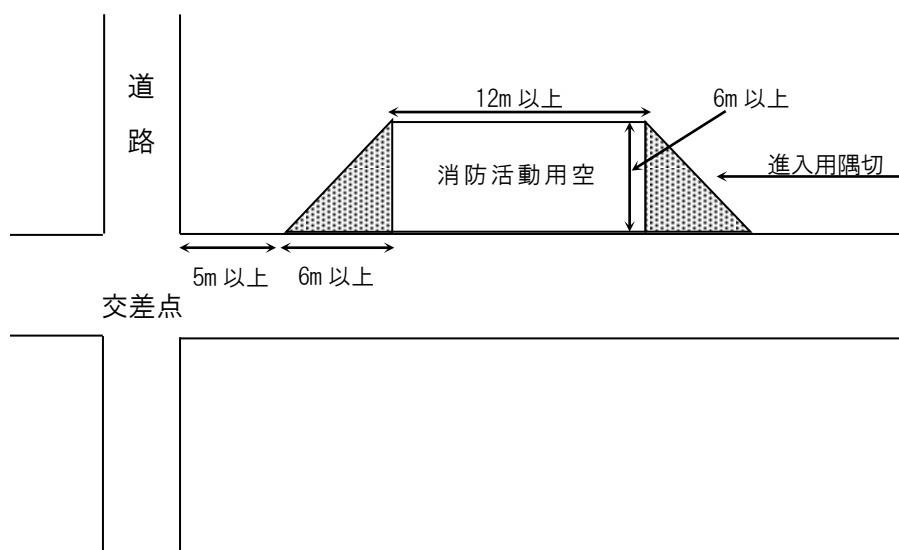
【図1】はしご車進入路



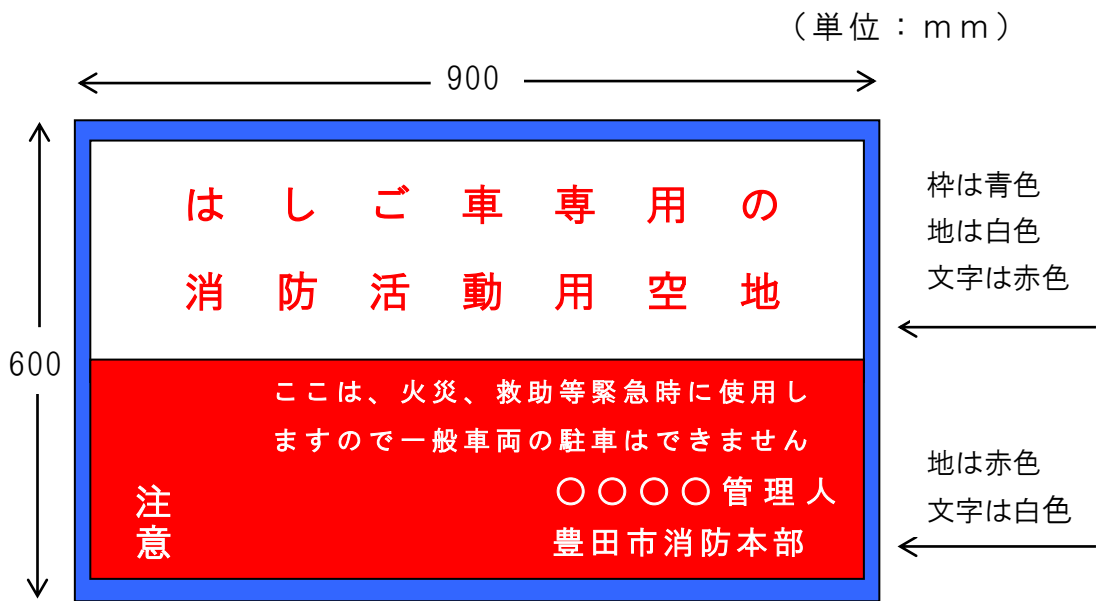
【図2】消防活動用空地の設置基本図



【図3】道路等に平行設置する消防活動用空地



【図 4】 消防活動用空地の規制標識



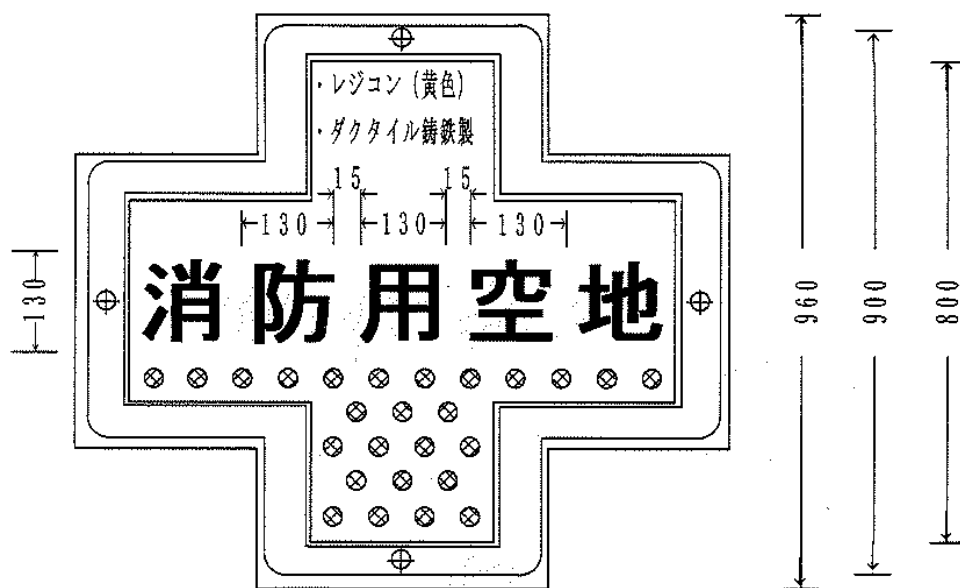
【図 5】 消防活動用空地の規制標識（枠内）

その 1

## 消防活動用空地

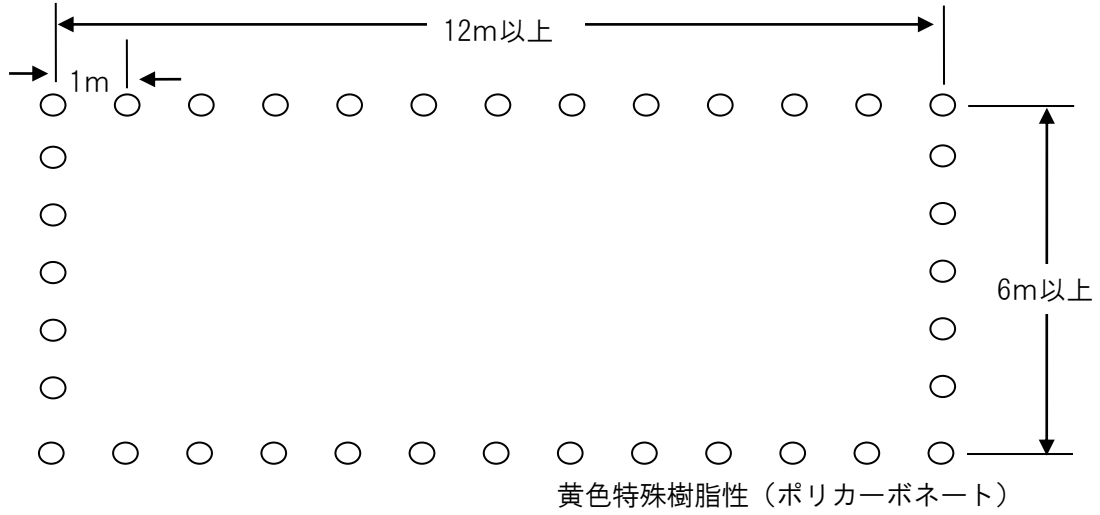
(表示枠内に書き込む) 文字は白色か黄色

その 2

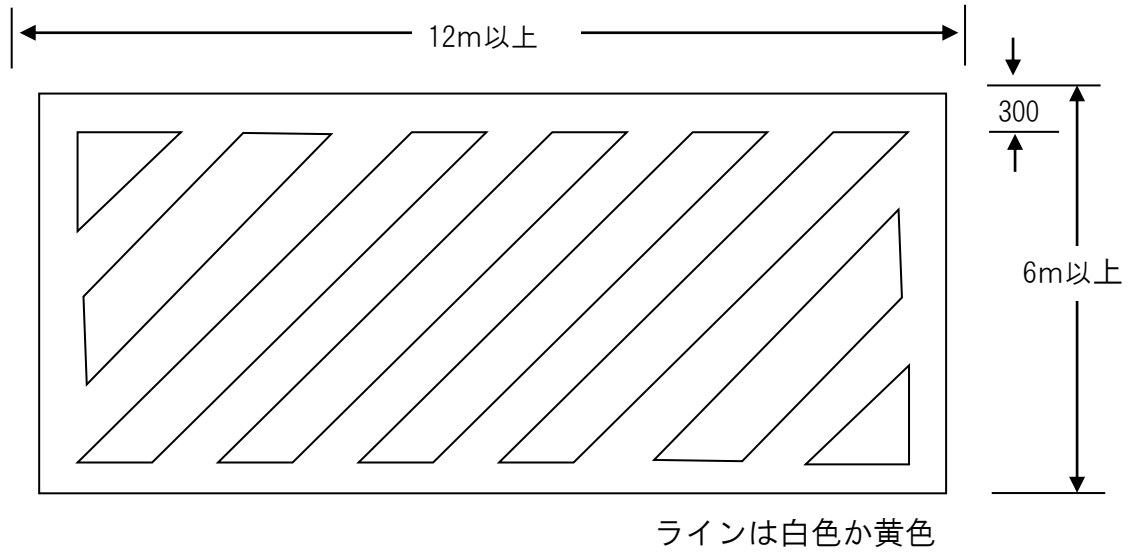


【図6】 消防活動空地の規制表示（外枠）

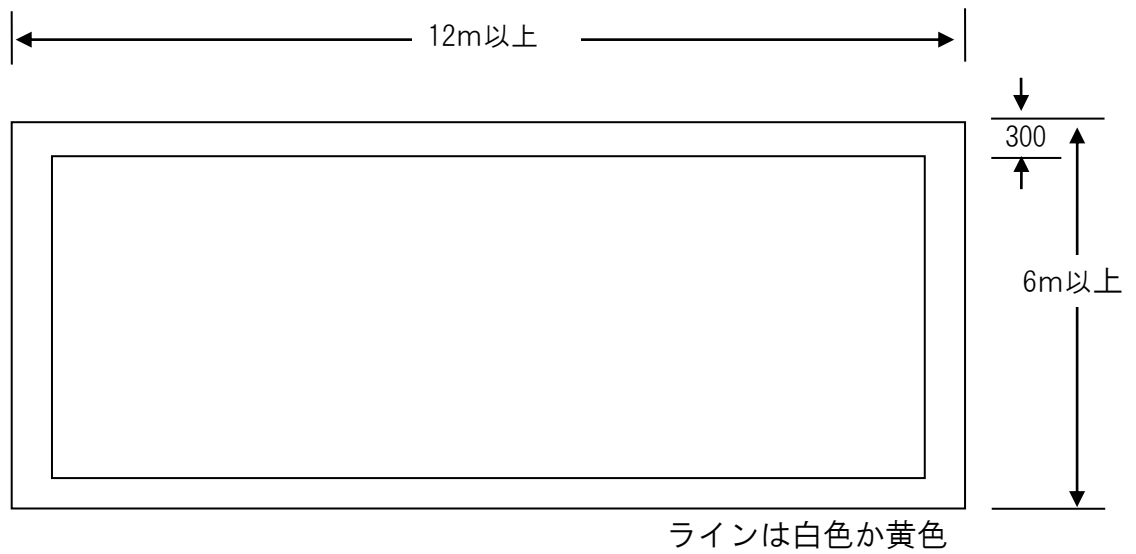
その1



その2



その3



【別添1】

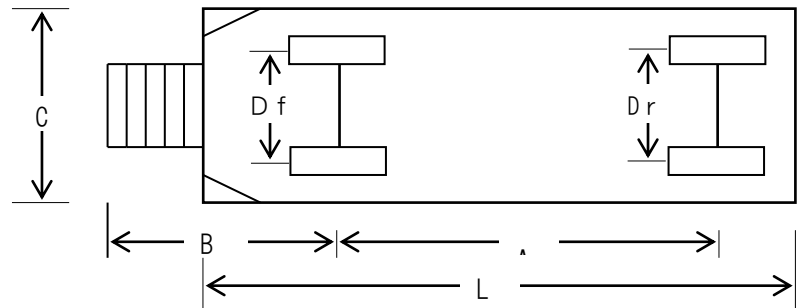
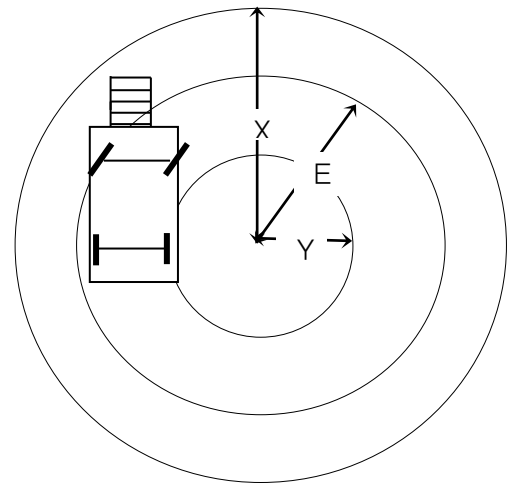
はしご車の最小回転に必要な幅員の算定要領

1 はしご車の最小回転に必要な空地の算定式

$$X = \sqrt{(A+B)^2 + \left( \sqrt{E^2 - A^2} + \frac{C - Df}{2} \right)^2}$$

$$Y = \sqrt{E^2 - A^2} - \frac{C + Dr}{2}$$

- X : 外周の半径
- Y : 内周の半径
- A : ホイルベース
- B : フロントオーバーハング
- C : 車幅
- Df : フロントトレッド
- Dr : リヤートレッド
- E : 最小回転半径
- L : 全長
- H : 車高
- W : 車両総重量

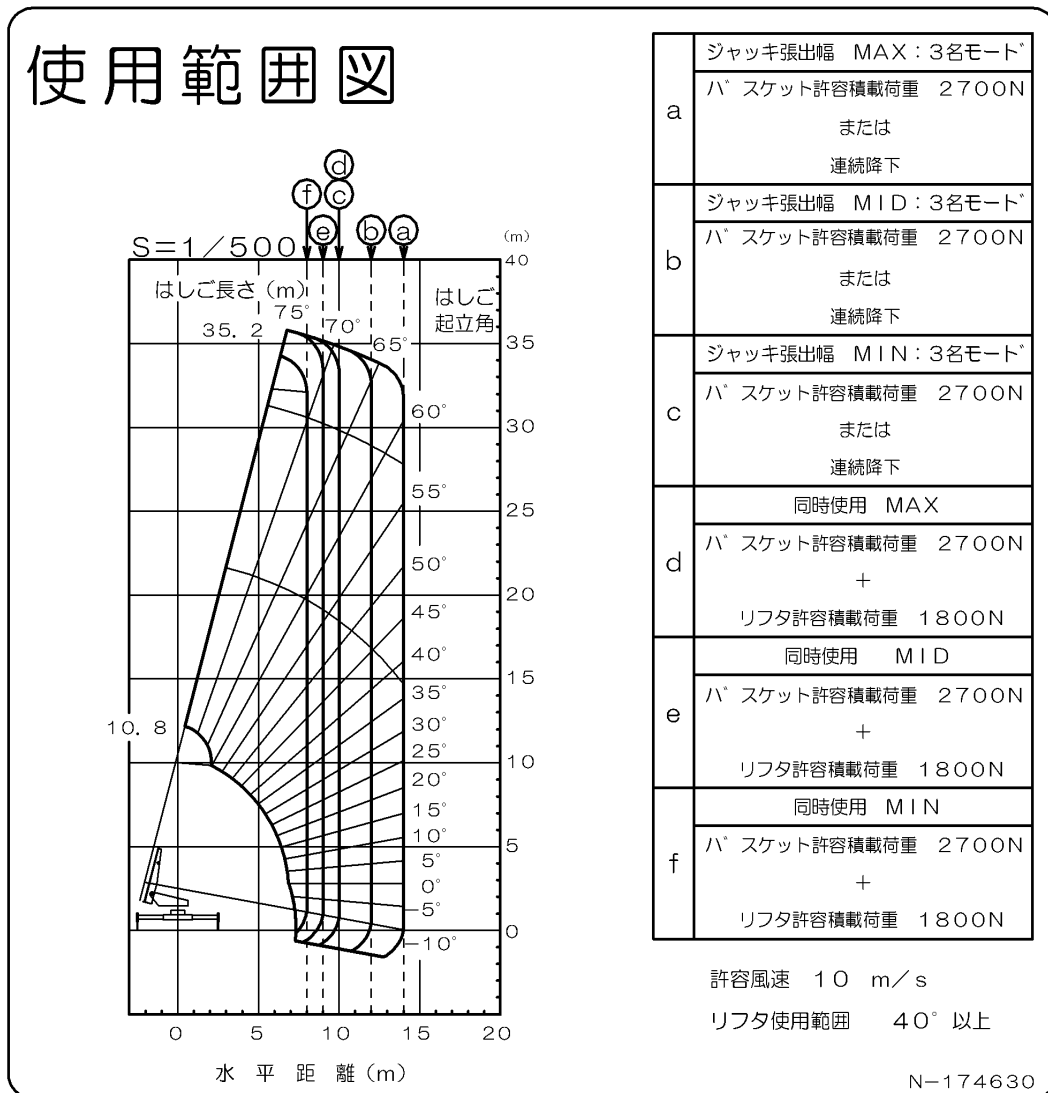


2 はしご車の諸元

区 分		35m 級	
A	ホイールベース	5.51m	
B	フロントオーバーハング	3.27m	
C	車 幅	2.495m	
D	f	F 2.070m	
	r	RF 1.855m RR 2.040m	
E	最小回転半径	7.20m	
L	全 長	10.59m(11.48m)	
X	外周の半径	10.02m	
Y	内周の半径	2.36m	
H	車 高	3.75m	
	車両総重量	21,445kg	
水平使用限界		バスケット 3人	同時
アウトリガーMAX		14m	10m
アウトリガーMID		12m	9m
アウトリガーMIN		10m	8m

【別添 2】

使用範囲図（35m級）



備考

- 1 ジャッキ最大幅、バスケット内3名（270kg）+リフタ使用時（d）を使用範囲の基準として着てい可能か判断する。
- 2 35m級以外のはしご車の場合についても、上図により判断する。